会計

LIBOR公表停止後の実務対応報告40号の取扱いに関する論点、整理

―ASBJ、金融商品専門委

去る10月20日、企業会計基準委員会は第171回金融商品専門委員会を開催した。

2021年12月にLIBORが恒久的に停止されることを踏まえ、2020年9月に実務対応報告40号「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」が公表された。公表時、金利指標の選択に関する実務や企業のヘッジ行動について不確実な点が多かったため、実務対応報告公表の約1年後に金利指標置換え後の取扱いについて再度確認することとしていた。

それを踏まえ、今回の専門委員会では、事務局が整理した金利指標置換え後の取扱いに関する論点について検討された。

論点1

2021年3月に英国金融行為規制機構（FCA）から、ドル建LIBORの一部について、2023年6月末まで公表停止を延期する旨が示された。

そのため、米ドル建LIBORの後継金利への移行が、公表停止日（2023年6月30日）までに行われず、公表停止日以降の金利更改から後継金利に移行する可能性がある。この場合、実務対応報告40号の特例的な取扱いの期限を超えた期間において、米ドル建LIBORを参照して利息が計算される取引が残ることとなる。

これに対し、事務局は前記のようなケースが生じた場合、追加的な特例的な取扱いの定めの検討の可能性、移行が間に合わないケースとしてどのような場合が想定されるか等について、分析を行う必要があるとした。

専門委員からは、「実務対応報告40号の適用期限が現行のままでよいのか十分に議論すべき。また、米国当局が公表しているFAQなども参考にするべき」、「適用期限が1年程度延長されれば、実務上は特段の問題なく対応できるのではないか」などの意見があった。事務局は「米国の状況も分析しつつ、適用期間の延期については早めに判断する必要があると考えている」と回答した。

論点2

英国FCAは、代替金利指標への移行が困難な既存契約への対応として、従来の円建LIBORの一部のターム物を含め、公表停止から1年間の2022年12月末までに限り、市場データを用いて算出する疑似的な「シンセティックLIBOR」を構築するための権限を行使する旨もあわせて公表した。

事務局は、シンセティック円LIBORが用いられる場合、実務対応報告40号における取扱いを明らかにする必要がある可能性があるとした。

一方で、シンセティック円LIBORへの移行は実質的に金利指標の置換えになり得、その場合は実務対応報告40号の金利指標置換え後の特例的な取扱いを認める定めに従うことになること、およびタフレガシー（真に円LIBORからの移行が困難な既存契約）に該当する例が国内では少ないと考えられることから、実務対応報告40号を改正して取扱いを示すニーズは乏しい可能性も示した。

これに対し、専門委員からは「タフレガシーに該当する例が少ないことは同意するが、海外ではシンセティックLIBORを使用する状況も想定されるため、海外の状況にも留意する必要がある」との意見があった。事務局は、「海外で使用される場合でも、日本基準においてどの程度の影響が生じるかをもう少し分析する必要がある」とした。

その他の論点

事務局が事前に財務諸表作成者（一部の銀行業）に対して、前記2つの論点の照会を行った際、後継金利となるリスク・フリー・レート等の特定や利用等の進捗状況はいまだ不確実な点も多いため、米ドル以外の主要通貨も含めて、実務対応報告40号の特例的な取扱いの期限延長の検討を求める意見も寄せられたとし、論点1、2の検討を行ったうえ、対応の必要性を検討するとした。

第468回親委員会の審議

10月25日に開催された第468回企業会計基準委員会でも、同様のテーマについて、専門委員会で出された意見を紹介しつつ、議論が行われた。

⑴ 論点1

委員からは、「日本企業にとって米ドルの影響は大きく、米ドルに関して公表期限が延期された場合、必然的に取扱いの期限も延びると考えている」との意見が挙がった。事務局からは「米ドル建LIBORの重要性は認識しているが、実務対応報告40号をどうするかについては、別途評価が必要」との回答があった。

⑵ 論点2

委員からは「シンセティックLIBORによって、欧州のIFRS9号適用企業の経過措置の取扱いの延長などの状況に影響があるかもしれない。日本の議論においても、その状況をみておく必要があるのでは」との意見について、事務局からは「諸外国の状況をみて議論を進めていくことになると、時間の余裕がない」との回答があった。

⑶ その他の論点

委員からは、「少なくとも1年間の再延長が必要」との意見が挙がった。

また、「延期に関する意見のほか、利用者から、定性的情報のみの開示だけではなく、定量的情報も開示すべきといった要望は聞かれていないか」という質問について、事務局からは「特段の意見は聞かれていない」との回答があった。

金融

原油価格上昇の影響を受け円安トレンド継続か

円安の勢いが止まらない。4月より、おおむね109―110円台のレンジ内で推移してきた米ドル／円相場だが、9月27日に111円台をつけると、その後は10月20日に114円台半ばをつけるまでトレンドが持続している。また、ユーロ／円やポンド／円相場も、大きなトレンドは米ドルと変わりない。この相場動向に影響を与えている要因は、大きく分けて2つあると考えられている。

1つは貿易収支の赤字拡大だ。月次ベースでみた日本の貿易収支は、過去1年間、おおむね黒字で推移してきたが、8月と9月は連続して6,000億円台の赤字だった。対前年同月比でみた品目別寄与度では、輸出では自動車の減少、輸入では原粗油の増加が最大だった。

さらにもう1つは、日本以外の国でのインフレ加速だ。米英の消費者物価は、コア指数で今年になって最大で前年比3％～4％台の推移となっている。一方で、日本は直近9月の総合指数でようやくプラス、一部を除きコア指数では依然マイナスだ。市場の関心も、欧米、特にアメリカの量的金融緩和策の出口戦略が注目され、日本と欧米との金利差拡大が懸念される。

また、原油価格の上昇も影響しているとみられる。コロナ禍による景気低迷からの回復過程で、需要の伸びがみられる反面、石油輸出国機構（OPEC）と非加盟産油国が10月4日に増産拡大見送りを決め、供給サイドは絞ったままだ。そのため、原油価格の上昇は、原油輸入国の通貨日本円に、前記2つの側面から作用しているとの見方もある。原油は円安加速とほぼ同じタイミングで上昇を加速し、WTI価格で10月22日には80ドル台半ばの水準となっている。

本格的な冬の需要期を迎えるなか、地政学的には米軍のアフガニスタン撤退という中東情勢の局面変化もあり、原油価格下落の見通しは当面つけがたい。一時的な修正はあっても、年内の本格的な円安修正の見通しは不透明な状況が続くとみられる。

経理に〝効く〟法律雑学

「契約」と「約束」の違い

白川 敬裕

「契約」と「約束」は、どこが違うのでしょうか。契約は、約束の一種ですが、約束よりも意味が限定された法律上の概念です。たとえば、「渋谷駅のハチ公前で友人と待ち合わせる」という約束は、法律上の契約ではありません。友人がハチ公前に現れなかったからといって、裁判所に強制的に連れてきてもらうことはできません。

これに対し、「商品を売って、代金を払ってもらう」という約束は、法律上の契約（売買契約）です。「契約」という約束を結べば、法律上の権利・義務が発生しますので、相手が義務を果たさない場合、裁判所に訴えて強制的に権利行使・義務履行を実現させることができます。「契約」と「約束」の違いは、「法律上の権利・義務が発生するかどうか」という点にあります。

契約は、さまざまな場面で締結されます。たとえば、会社の従業員となる労働契約、商品を購入する売買契約、製品を作る請負契約、サービスを提供する役務提供契約など、枚挙にいとまがありません。

契約の基本的な原則は、以下の2つです。第1の原則は、契約が、口頭やメールによる合意でも成立することです。いわゆる口約束も、約束に違いありません。同じように、契約も、原則として、口頭で合意すれば成立します。第2の原則は、契約の内容は、原則として自由に決められるということです（「契約自由の原則」といいます）。すなわち、どんな商品・サービスを提供するか、これに対してお金をいくら支払うか、細かい条件をどうするかなどは、当事者の間で自由に決められるのが原則です。

契約は口頭でも成立するのに、なぜ「契約書」を作るのか。その主な理由としては、以下の2つが挙げられます。

第1の理由は、契約したことの証拠を残すためです。たとえば、契約どおりの代金を支払ってもらえず、民事裁判を起こすとします。裁判では、まず「契約が成立したこと」を主張することになります。これに対し、相手が「そんな契約をした覚えはない」と主張し始めると、契約が成立したことを証明しなければ、敗訴してしまいます。そのため、契約したことの証拠を残しておく必要があるのです。

第2の理由は、法律で例外的に、契約書の作成が義務づけられている場合があるからです。契約の基本ルールが書いてある「民法」は、対等な当事者を想定しています。しかし、実際の取引では、事業者vs消費者、親事業者vs下請事業者など、情報量や力関係に差がある場合もあります。そのため、特定商取引法や下請法といった特別法で、契約書や契約書と同じ効果がある書面（発注書面等）を作ることが義務づけられています。その他にも、後でトラブルが生じやすい取引について、契約書などを作ることが義務づけられている場合があります。たとえば、保証人との契約は、書面または電磁的記録で締結しなければ、効力が発生しません（民法446②、③）。

せっかく契約書を作っても、内容に不備があれば、証拠としての価値が低くなってしまいます。契約書が証拠としての価値を持つためには、最低限、以下の3つの事項が盛り込まれる必要があります。①契約の当事者は誰と誰なのか、②商品やサービスの具体的な内容、③代金額または代金額の決定方法。この3点を記載し、契約の日付、お互いの署名（または記名・捺印）を入れれば、証拠としての契約書の基礎が完成することになります。

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日　付	法　規　等	出　所	備　考	掲載号
2021年10月18日	「監査基準委員会報告書580「経営者確認書」の改正について」(公開草案)の公表	JICPA	収益認識に関する会計基準等の公表やその他会計基準の改正を踏まえたもの。収益認識の注記、金融商品の時価算定に係る評価技法などに関し経営者確認書の記載例等が改正されている。コメント期限は11月18日。https://jicpa.or.jp/specialized_field/20211018fca.html	—
2021年10月21日	金融庁告示57号 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件の一部を改正する件	金融庁	IASBが2021年６月30日までに公表したIFRSを、指定国際会計基準とするもの。具体的には、2021年５月７日に公表されたIAS12号「法人所得税」の改訂が対象。公布の日から適用される。https://kanpou.npb.go.jp/20211021/20211021h00600/20211021h006000001f.html	—

証券

コロナ禍沈静化を喜べない株式市場

新型コロナウイルス感染拡大第５波の勢いは、８月末をピークに衰えてきている。日々の感染者数は10月25日時点で昨年初め以来の最低水準となり、株式市場にとってもおおいに歓迎すべき事態のはずである。

ところが、株価は10月中旬以降、一進一退で方向感が定まらない。岸田新首相は内閣発足とほぼ同時に衆議院解散、総選挙に踏み切ったが、政権の実績が争点にならず、選挙の性格がぼやけてしまったとみられる。

また、このところ為替相場は円安・ドル高傾向が目立ち、１ドル＝１１４円台まで進み、１０５～１１０円の岩盤相場離れを思わせる動きを強めている。以前なら、株式市場は、円安になった、輸出関連株だ、海外生産株だ、と喜ぶはずである。しかし、今回は円安への反応がほとんどみられない。株式市場では、今回は石油価格の急騰を反映し、輸入産業に大きな打撃を与える「悪い円安」であるから、評価できないとの見方もある。

他方、株価のファンダメンタルズ、景気、企業収益は引き続き堅調である。まもなく中間決算の発表が本格化するが、非製造業の一部を除き好調な内容が期待される。

10月の株価のもたつきは、政治に原因があるとの声もある。岸田内閣は総選挙後、本格的に動き出すとみられるが、首相はこれまで繰り返してきた「成長と分配の好循環」を肉づけする具体策を早急に打ち出す必要がある。

10月は主要国市場の株価が全体的に一進一退、あるいはわずかな上昇にとどまっている。日本市場と同様に方向感が定まらないのである。その理由として、原油価格の急騰、半導体不足等による供給体制の乱れなどで、世界的なインフレ進行が懸念され、その中心である米経済と米ＦＲＢの政策がどう展開するか、疑心暗鬼が広がっていることが挙げられる。総選挙後の新内閣は海外の株式市場の動向を注視しながら、国民を勇気づける具体策を固める必要がある。

経理用語の豆知識

継続企業の前提と後発事象

決算日後に継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況が発生した場合であって、当該事象または状況を解消し、または改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められ、翌事業年度以降の財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの情報に重要な影響を及ぼすときは、重要な後発事象として注記する。

①当該事象または状況が発生した旨およびその内容、②当該事象または状況を解消し、または改善するための対応策、③継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる旨およびその理由、が注記事項である。決算日においてすでに存在していた状態で、その後その状態が一層明白になったものについては、継続企業の前提に関する注記の要否を検討する必要がある。なお、決算日後において継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況が解消し、または改善した場合、注記を行う必要はない。

請求済未出荷契約

請求済未出荷契約とは、企業が商品または製品について顧客に対価を請求したが、将来において顧客に移転するまで企業が当該商品または製品の物理的占有を保持する契約である。

商品または製品を移転する履行義務をいつ充足したかを判定するにあたっては、顧客がその支配をいつ獲得したかを考慮する。

支配の獲得は、一時点で充足される履行義務として、履行義務が充足される時点で収益を認識することになるが、そのうえで、①請求済未出荷契約を締結した合理的な理由があること、②当該商品または製品が、顧客に属するものとして区分して識別されていること、③当該商品または製品について、顧客に対して物理的に移転する準備が整っていること、④当該商品または製品を使用する能力あるいは他の顧客に振り向ける能力を企業が有していないこと、のすべての要件を満たす場合には、顧客が商品または製品の支配を獲得することになる。